

令和 7 年 8 月 12 日

福岡市立病院機構運営本部

職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職 員 福岡市立病院機構福岡市立こども病院
係員（30代）

2 処分の内容 懲戒解雇

3 処 分 事 由

当該職員は、令和7年5月19日（月）22時50分頃、市内の飲食店で飲酒した後、帰宅のため自転車を運転し東区香椎付近を走行中、無灯火であったことから警察官に呼び止められ、アルコール検査を受けたところ、呼気中のアルコール濃度が基準値を超えていたため検挙されたもの。

4 管理監督者の処分

（1）処分の内容

院 長：□頭訓告

部長級職員：□頭訓告

課長級職員：□頭訓告

係長級職員：□頭訓告

（2）処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

法人運営課

電話：692-3422